

米国の新たな水際措置（ワクチン接種証明提示義務化ほか）

【ポイント】

- 10月25日、バイデン米大統領は、米国に空路で入国する渡航者に対する新たな水際措置を布告（11月8日施行）しました。
- 11月8日以降、空路で入国する非移民（非米国市民、非移民ビザ所有者）の入国には、下記の「ワクチン接種証明の提示」、「出発前検査結果（陰性証明）の提示」、「米国滞在時の連絡先情報の提供」が必要となります。
- 米国市民（U.S. Citizens）、米国国民（U.S. Nationals）、永住者（グリーンカード保持者）、移民ビザの所有者の入国には、「ワクチン接種証明の提示」は義務ではありませんが、同証明を提示しない場合、「出発前検査結果（陰性証明）」の検査のタイミングが「出発前1日以内」に短縮されます。

【本文】

10月25日、バイデン米大統領は、空路で米国へ入国する非移民に対し、ワクチン接種証明の提示を義務付ける大統領布告を発し、これを受けて、米疾病予防管理センター（CDC）はワクチン接種証明の提示を義務付ける施行令（除く米国市民、米国国民、永住者、移民ビザ所持者、航空機乗務員）を発出しました。

詳細につきましては、以下のCDCホームページで必ず御確認ください。

なお、本措置に関するお問合わせは、米政府関係機関又は御利用予定の航空会社までお願いいたします。

《米疾病予防管理センター（CDC）ホームページ》

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/proof-of-vaccination.html>

1 開始日：11月8日（月）午前0時1分（米東部標準時）

同時刻以降に出発する米国向けフライトへの搭乗者に適用されます。

2 米国入国要件：

（1）空路入国する非移民（非米国市民、非移民ビザ所有者）

下記「ワクチン接種証明書」、「出発前検査結果（陰性証明書）の提示」、及び「米国滞在時の連絡先情報の提供」が必要です。

（2）米国市民（U.S. Citizens）、米国国民（U.S. Nationals）、永住者（グリーンカード保持者）、移民ビザの所有者

下記の「出発前検査結果（陰性証明書）の提示」、及び「米国滞在時の連絡先情報の提供」が必要です。なお、出発前検査のタイミングは、ワクチン接種の有無により異なります。ワ

ワクチン接種完了者として「出発前3日以内」の時間枠で検査を行う場合は、「ワクチン接種証明書」を利用航空会社に提示する必要があります。

【1】ワクチン接種証明書の提示（例外規定があります。下記（3）参照）

この措置の対象となる渡航者は、米国行きフライト出発前に要件を満たすワクチン接種証明を利用航空会社に提示できない場合、原則として航空機に搭乗できません。

●認められるワクチン

○米国食品医薬品局（FDA）が緊急使用を許可したワクチン

・ファイザー、モデルナ（いずれも2回接種）、ジョンソン・アンド・ジョンソン（1回接種）

○世界保健機関（WHO）が緊急使用リストに掲載したワクチン

・アストラゼネカ、シノファーム、シノバック（いずれも2回接種）

●認められるワクチン接種証明

○QRコード付きワクチン接種証明書、デジタル・パス

・例：英国 NHS COVID パス、EU デジタル COVID 証明書等

・紙／電子いずれも可

○印刷されたワクチン接種記録／証明書

・例：CDC 接種記録カード等

・国、地方自治体又は認可されたワクチン提供機関によって発行されたもの

○ワクチン接種記録／証明のデジタル画像

・例：QRコードのない携帯アプリ等

・公衆衛生当局、政府機関、又は認可されたワクチン提供機関からダウンロードされたもの

●接種証明には以下の情報が記載されている必要があります。

・旅券その他渡航文書と一致する人定事項（少なくとも氏名と生年月日）

・ワクチン接種記録の発行機関名（例：公衆衛生当局、政府機関、認可されたワクチン提供機関）

・ワクチンの製造元

・ワクチン接種日

【2】出発前検査結果（陰性証明書）の提示

フライト出発前に利用航空会社に対し、陰性証明書又は過去90日以内に新型コロナウイルス感染症から回復したことを証明する文書の提示及び宣誓書の提出が必要です（2歳以上、米国市民や永住者を含む）。提示できない場合、原則として航空機に搭乗できません。

●検査（検体採取）のタイミング

- ・ ワクチン接種完了者 : 出発前 3 日以内
- ・ ワクチン接種未完了者 : 出発前 1 日以内
- 認められる検査
 - ・ 核酸増幅検査 (NAAT) (例 : RT-PCR、RT-LAMP、TMA、NEAR、HDA)
 - ・ 抗原検査
- 検査結果 (陰性証明) には以下の情報が必要です。
 - ・ 人定事項 (氏名、生年月日や旅券番号等人定事項が記載されていること)
 - ・ 検査の種類 (核酸増幅検査又は抗原検査であることが示されていること)
 - ・ 検査結果の発行機関 (例 : 検査機関、医療機関 (healthcare entity))
 - ・ 検体採取日
 - ・ 検査結果

【3】米国滞在時の連絡先情報の航空会社への提供

米国行きフライトに搭乗するすべての旅客は利用航空会社に以下の情報を提供し、その情報が完全かつ正確であることを確認 (confirm) することが求められます。米保健当局は、新型コロナウイルスその他感染病患者と濃厚接触した可能性がある入国者への連絡を可能とするため、これら情報収集を航空会社に一任しています。

● 必要情報

- ・ 氏名 (旅券上の表記)
- ・ 米国滞在中の住所 (郵便番号や番地を含む)
- ・ 主な電話番号
- ・ その他電話番号 / 緊急の電話番号
- ・ メールアドレス

※米国滞在中、電話やEメールへのアクセスができない場合、日本の連絡先ではなく、滞在先ホテルや滞在を共にする友人、親戚の連絡先などを記載します。詳しくは以下のCDCホームページで御確認ください。

《CDCホームページ》

<https://www.cdc.gov/quarantine/order-collect-contact-info.html>

(3) ワクチン接種未完了者の例外

ワクチン接種未完了の非移民のうち、以下のカテゴリーのいずれかに該当する場合、カテゴリー毎に指定される必要書類を用意し、必要な宣誓を行うことで、ワクチン接種証明提示義務の適用から除外されます。

- ・ 外交官又は外国政府の公式訪問団
- ・ 18 歳未満の子ども
- ・ ワクチン接種に医療上の禁忌がある者

- ・ 特定のワクチン治験参加者
- ・ 人道又は緊急の理由により例外規定の適用が認められる者
- ・ 有効な非移民ビザ（B-1 [短期商用] 又は B-2 [短期観光] ビザを除く）を所持し、かつ、ワクチン供給に限りがある国の市民
- ・ 米国軍の構成員およびその配偶者・子ども（18 歳未満）
- ・ C-1 又は D の非移民ビザを所持する船舶乗務員
- ・ 国務長官、運輸長官、国土安全保障長官、もしくは彼らの指名を受けた者により、その入国が国益にかなうと決定された者

詳しくは以下CDCホームページを御確認ください。

《CDCホームページ》

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/proof-of-vaccination.html>

※例外カテゴリー別の宣誓事項の確認はこちら（CDC：宣誓書フォーマット）

<https://www.cdc.gov/quarantine/pdf/combined-passenger-attestation-p.pdf>

©CDCは、米国渡航者向けに出発前・渡航中・米国到着後の一連の要件や推奨事項をホームページで案内していますので、併せて御参照ください。

- 非移民（非移民ビザやビザ免除プログラム（ESTA）による入国者）向け案内

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/noncitizens-US-air-travel.html>

- 米国市民、永住者（グリーンカード保持者）、移民ビザ所持者向け案内

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/international-travel-during-covid19.html>